

平成28・29年度 入札参加資格審査申請要領【建設工事】

安城市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CAL/EC）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) あいち電子調達共同システム（CAL/EC）参加自治体に共通する要件

- ① 入札参加資格審査を希望する業種は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- ② 入札参加資格審査を希望する業種は、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

ア 「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が、平成26年7月1日から平成27年6月30日の間にあるもの

ただし、平成27年7月1日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

イ 「随時受付」に申請される方

入札参加資格申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするものであって、かつ、申請日の直前に受けたもの

- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第32条第1項各号に掲げる者

(指名競争入札の参加者の資格)

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

④ 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと(ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。)

ア 国税

法人の方 法人税、消費税及び地方消費税

個人の方 申告所得税、消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

法人の方 法人県民税、法人事業税(地方法人特別税を含む。)及び自動車税

個人の方 個人事業税及び自動車税

(2) 安城市が独自に設定する要件

① 安城市税が未納でないこと。

② 「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること(適用除外であるものを除く。)

2 入札参加資格申請の方法

(1) 入札参加資格申請をする方は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」及び「参考資料」ー「入札参加資格申請の手引き」

(2) 入札参加資格申請は、支店等の有無にかかわらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店(建設業法上の主たる営業所)の代表者名義のICカードが必要になります。

(3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。

本店(本社)以外に支店、営業所等を開設している場合でも、本店(本社)を含めてどこか1つの営業所で申請してください(複数の営業所等の申請はできません)

ん。)

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可の手引きを参照してください）。

(4) 入札参加資格申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び「申請上の注意点」に従ってください。

(5) 入札参加資格申請の入力内容を送信後、速やかに後記「4 別送書類」(1) で示す別送書類を送付してください。

3 受付期間

(1) 定時受付

平成28年1月4日（月）から平成28年2月15日（月）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

審査は受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

(2) 随時受付

平成28年4月1日（金）から平成30年1月31日（水）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

入札参加資格申請を入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、(1)に記載する書類各1部を「別送書類送付書」とともに、(2)に記載する期日までに郵送で提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より3か月以内のものとし（鮮明であれば写し可）。

(1) 提出する書類等

① あいち電子調達共同システム（CAL/EC）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という。）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘要
-----	----

納税証明書 (国税)	代表審査自治体が 安城市の場合	次のいずれかの納税証明書を(3)の提出先へ郵送してください。 ①法人の方「その3の3」 ②個人の方「その3の2」 ※ 本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
	代表審査自治体が 安城市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書 (県税)	代表審査自治体が 愛知県の場合	提出書類は不要です。入札参加資格申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。 ※ ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	代表審査自治体が 安城市の場合	次のいずれかの書類を(3)の提出先に郵送してください。 ①愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ②愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体が その他の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

② 安城市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要	
納税証明書	安城市に本店を有する者及び安城市内に支店等を有し当該支店の長等に契約権限を委任している者	安城市発行の完納証明書（証明日現在に滞納がないことの証明）を提出してください。
健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている者	提出不要です。

	<p>最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている者</p>	<p>「無」となっている保険に関して、次の①～⑥のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>①直近1月分の社会保険料の領収書の写し</p> <p>②健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し</p> <p>③標準報酬月額決定通知書の写し</p> <p>④社会保険料納入証明書 <納入実績がない場合></p> <p>⑤健康保険・厚生年金新規適用届（事業主控）の写し <届出の義務がない場合></p> <p>⑥「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」（様式第1）</p>
<p>雇用保険に加入していることが確認できる書類</p>	<p>最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている者</p>	<p>提出不要です。</p>
	<p>最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている者</p>	<p>次の①～⑥のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>①直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）</p> <p>②労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し</p> <p>③雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し</p> <p>④労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し</p> <p>⑤公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書 <届出の義務がない場合></p> <p>⑥「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」（様式第1）</p>

工事経歴書	安城市に本店を有する者及び安城市内に支店等を有し当該支店の長等に契約権限を委任している者	工事経歴書（様式第2）を提出してください。 1 工事業種につき官公庁実績を1件記載してください。官公庁実績がない場合は、実績のない旨を記入してください。
技術職員名簿関係書類	安城市に本店を有する者及び安城市内に支店等を有し当該支店の長等に契約権限を委任している者	次の①～③のすべてについて提出してください。 ①技術職員名簿（様式第3） 技術職員名簿は、申請時の最新状況を記載してください。 ②雇用関係を確認できるもの（写し）として、健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書等 ③国家資格証等（写し）及び実務経験明細書（様式第4）（建設業法第7条第2号イ又はロに該当の場合のみ）

なお、安城市以外の申請先自治体が必要とする別送書類は、入札参加資格申請の入力内容を送信後の到達確認画面又は操作手引書（ポータルサイト掲載）で確認できます。）

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4. 1 建設工事」

また、新たに技術者を雇用した場合や技術者が退職した場合など技術職員名簿に変更が生じた場合は、速やかに技術職員名簿の差替え（必要に応じて雇用関係の確認ができる書類（写し）及び国家資格証（写し）等の提出）を行ってください。

(2) 提出期日

① 定時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から7日以内必着。入力内容の送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、平成28年2月18日（木）必着

② 随時受付

入札参加資格申請の入力内容の送信日から7日以内必着。入力内容の送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※ 上記①、②の提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

【注意】入札参加資格申請を入力後、送信すると内容の修正ができません。入札参加資格申請の入力内容を十分確認した上で、送信してください。

(3) 提出先

〒446-8501愛知県安城市桜町18番23号
安城市役所総務部契約検査課契約係
TEL 0566-71-2211
FAX 0566-76-1112
電子メール keiyaku@city.anjo.aichi.jp

5 入札参加の資格審査

- (1) 入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。
- (2) 安城市建設工事入札参加資格総合数値を算定します。算定の方法に関しては、安城市建設工事入札参加資格総合数値算定要領（安城市ホームページにて掲載）を参照してください。

6 入札参加の資格審査（格付）状況照会

あいち電子調達共同システム（CAL/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「申請状況照会/補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－「6. 1 申請状況照会」

なお、別送書類及び入札参加資格申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。入札参加資格申請の入力内容の送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください（補正申請をしない場合、不受理となる場合があります。）。

7 入札参加の資格審査（格付）結果

あいち電子調達共同システム（CAL/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いません。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会・補正」→「格付結果照会」

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」－「入札参加資格申請」→「11. 1 格付結果照会」

なお、定時受付の場合は、平成28年3月末までに審査終了のメールが送信される予定で、平成28年4月1日（金）から格付結果の参照が可能です。

8 入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は平成28年4月1日（金））から平成30年3月31日（土）まで有効とします。

ただし、平成30年4月1日（日）以降、新たに入札参加資格を決定するまでの間、従前に入札参加資格は、その効力を有します。

9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

11 入札参加資格決定後における登録内容の変更等

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、次のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る入札参加資格申請の入力内容の送信後の変更は、平成28年4月1日（金）以降に受付を行います。

(1) 申請方法

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

① 次表変更等事項中1から10の事項

あいち電子調達共同システム（CALs/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

② 次表変更等事項中11から13までの事項

(4)の提出先に事前連絡の上、下表の書類を郵送してください。その後、電子調達共同システム（CALs/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

(2) 添付書類（各種証明書等）

① 次表変更等事項中 1 から 3 まで及び 5 から 10 までの事項
添付書類は不要です。

② 次表変更等事項中 4 の事項

安城市に本店を有する者及び安城市内に支店等を有し当該支店の長等に契約権限を委任している者については、既提出書類に変更がある場合は、工事経歴書（様式第 2）、技術職員名簿（様式第 3）、雇用関係の確認ができる書類の写し及び国家資格証等の写しを提出してください。

③ 次表変更等事項中 11 から 13 までの事項

(4)の提出先に事前連絡の上、下表の書類を郵送してください。別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より 3 か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し可）。

(3) 提出期日

入札参加資格申請の入力内容の送信日から 7 日以内必着。

※ 提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(4) 提出先

〒446-8501愛知県安城市桜町 18 番 23 号

安城市役所総務部契約検査課契約係

TEL 0566-71-2211

FAX 0566-76-1112

電子メール keiyaku@city.anjo.aichi.jp

変更等事項	添付書類（別送書類）
1 商号又は名称（支店営業所を含む。）	なし
2 所在地、郵便番号又は電話番号（支店営業所を含む。）	なし
3 建設業許可（業種追加を除く。）に関する事項	なし

4 業種追加に関する事項	<p>安城市に本店を有する者及び安城市内に支店等を有し当該支店の長等に契約権限を委任している者で、次の①～④について変更がある場合は、提出してください。</p> <p>①工事経歴書（様式第2）、 ②技術職員名簿（様式第3）、 ③雇用関係の確認ができる書類の写し、 ④国家資格証等（写し）及び実務経験明細書（様式第4）（建設業法第7条第2号イ又はロに該当の場合のみ）</p>
5 登録等に関する事項	なし
6 資本金（法人のみ）	なし
7 本店（建設業法上の主たる営業所） 代表者の職名又は氏名	<p>なし</p> <p>※1 代表者氏名が変わる場合は、別に IC カードの変更・登録が必要です。</p>
8 契約を締結する営業所代表者の職名 又は氏名	<p>なし</p> <p>※1 契約を締結する営業所代表者氏名が変わる場合は、別に IC カードの変更・登録が必要です。</p>
9 電話番号、FAX 番号又は E メールアドレス	なし
10 廃業又は取下げ	なし
11 個人から法人への組織変更	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し ・法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・登記事項証明書の写し ・個人廃業時及び法人の経營業務の管理責任者証明書の写し ・法人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
12 合併、営業権譲渡等による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等） ・合併・営業権譲渡等契約書の写し ・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写

	し ・登記事項証明書の写し ・事業を承継した法人の建設業許可申請書 又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し
13 相続による事業の承継	・相続関係を証する書面（戸籍謄本等） ・相続人の建設業の許可関係を証する書面（許可通知書の写し等） ・相続人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

変更事項 1 1 から 1 3 までは、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合や来庁していただく場合があります。

※1 ポータルサイトー〈利用規約〉ー「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約」ー「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照してください。

12 その他

- (1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。
- (5) 建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されました。

入札参加資格申請については、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に定める施行日（平成28年6月1日施行）以降の必要な処理を行った後、9月7日から受付しています。

なお、施行の際既にとび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設者については経過措置が設けられ、施行日から3年間は、引き続きとび・土工工事業の許可を有している限り、解体工事業の許可を受けなくても解体工事業を営むことができます。

【入札参加資格申請上の注意点について】

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

入札参加資格申請の内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

1 申請者情報入力

画面上の指示に従って入力してください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→「5. 1 建設工事新規申請」

(1) 建設業許可番号

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、**特定建設業許可**の番号を入力してください。

(2) 経営事項審査基準日

① 入札参加資格申請の内容の送信時に、経営事項審査結果と入札参加資格申請内容との照合を自動で行っています。

照合の結果、不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、「補正指示メール」が自動的に申請者連絡先に設定したEメールアドレスに送信されます。このメールが届いた場合は、申請先自治体への入札参加資格申請の内容の送信が完了していない状態ですので、経営事項審査の総合評定値通知書の内容と入札参加資格申請の内容を再度確認し、補正申請を行ってください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→「8. 1 補正申請」

【補正申請が必要な例】

- ア 「建設許可番号」：該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。
→ 許可番号の入力が正しいか確認してください。
- イ 「審査基準日」：該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。
→ 審査基準日の入力が正しいか確認してください。
(※定時受付の場合は、審査基準日が平成26年7月1日から平成27年6月30日の間の日付で入力されているか、ご確認ください。)
- ウ 「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(3)でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

- 経営事項審査を受けていない業種を選択することはできません。
- エ 「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(4) でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。
- 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

② 次の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

ア 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可番号の変更（知事許可から大臣許可など）があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で入札参加資格申請している場合

イ 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可区分（特定・一般）の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で入札参加資格申請している場合

【参考】◆ 管理自治体の決定方法について

ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－「3. 1 管理自治体とは」

◆ 補正申請や申請状況照会の操作について

ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－「6. 1 申請状況照会」

③ 定時受付で、次の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を平成27年7月1日以降で入力することとなります。入札参加資格申請の内容の送信後に、管理自治体に連絡してください。

ア 平成27年7月1日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合

イ 決算期の変更により、審査基準日を平成26年7月1日から平成27年6月30日の期間内とする経審を受審していない場合（ただし、平成27年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

ウ 平成27年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は平成26年7月1日から平成27年6月30日の期間を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合（ただし、平成27年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

エ 平成27年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査で、平成27年6月30日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種

を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合。(ただし、平成27年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。)

(3) 申請者情報

① 所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

(例)

愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸3-1-2

② 商号又は名称 (フリガナ)

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

③ 商号又は名称 (漢字)

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人
10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

④ 代表者職氏名

個人事業主の場合は、「代表者職氏名_(役職)」は空欄にしてください。

⑤ 連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力したEメールアドレスに送ら

れますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

(4) 申請先選択

入札参加資格申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、定時受付期間中は、入札参加資格申請の内容の送信後に、申請する自治体を追加することはできません。必ず入札参加資格申請を希望する自治体全てにチェックを入れて、入札参加資格申請の内容の送信を行ってください。

2 契約営業所入力

画面上の指示に従って入力してください。

(1) 所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。

名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

(例)

愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸3-1-2

(2) 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

委任期間は、平成28年4月1日から入札参加資格の有効期限（平成30年3月31日）までとします。

(3) 契約を締結する営業所の許可業種

契約を締結する営業所で受けている許可業種で、かつ、1（2）で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種を選択してください。

(4) 資格審査を希望する業種

別表1『発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）』、別表2『「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種の略号」』及び別表3『専門工事を希望する業種の略号』を参照の上、入札参加の資格審査を希望する業種を選択してください。

なお、安城市においては、別表3の専門工事業種の登録は行っていません。

3 共通情報入力

(1) 資本金（法人のみ）

入札参加資格申請時点での資本金額を入力してください。入札参加資格申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構い

ません。

(2) 営業年数

建設業許可を取得してから入札参加資格申請時までの営業年数を入力してください（1年未満端数は切り捨て）。

(3) 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CAL/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

照会先 建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

(4) 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CAL/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

照会先 建設業退職金共済事業本部愛知県支部【電話052-243-0871】

(5) ISO認証取得状況

入札参加資格申請日現在における「ISO9001」「ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を選択してください。

認証の場合は、認証番号を入力してください。あいち電子調達共同システム（CAL/EC）上の制限から認証番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、安城市と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

(6) 常勤職員数

入札参加資格申請日現在における常時雇用している従業員の数を入力してください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観

的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は、専ら建設業に従事している職員を指し、「その他職員」は、それ以外（兼業部門等）の職員を指します。

(7) 有資格者技術職員数等

① 入札参加資格申請日現在における有資格者数を入力してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇は、上位のもののみを入力してください。

② 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

(8) 監理技術者資格者証所持者数

① 入札参加資格申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。

なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

② 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

4 個別情報入力

(1) 障害者雇用率達成状況

安城市は入力不要です。申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。

(2) 労働者災害補償保険の加入状況

安城市は入力不要です。申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。

(3) 外資状況

安城市は入力不要です。申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。

(4) 適格組合証明

安城市は入力不要です。申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。

(5) グループ経審

安城市は入力不要です。申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。

(6) 専門工事实績内容

安城市は入力不要です。申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。

(7) 税の未納がないことの確認

要領1(1)④及び(2)①において指定する国税、愛知県税及び安城市税の未納がない場合は、「はい」を選択し、未納がある場合は、「いいえ」を選択してください。

なお、愛知県及び安城市に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。

(8) 納税状況の確認についての同意

要領1(2)①において指定する安城市税について、安城市が納税状況を確認することについて同意し、「はい」を選択してください。

なお、安城市に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。

また、同意した場合の課税番号の入力は安城市は不要です。

(9) 申請先自治体との指名・契約実績

安城市は入力不要です。申請画面上部に表示されている自治体が必要としている情報のため、内容については、該当する自治体へお問い合わせください。(該当する自治体が無い場合、画面に入力項目は表示されません。)

別表1 発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （プレストレストコンクリート構造物工事の場合、専門工事の申請が必要）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	
9	土木工作物塗装工事	塗装工事業
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 （電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事業
16	建築物除去工事	とび・土工工事業 解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業

23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

(注) 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合は、この表に関わらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表3 専門工事を希望する業種の略号

業種名	工事内容	略号
土木工事業	プレストレスト構造物コンクリート(PC)	プ
とび・土工工事業	道路標識工事 防護柵工事 視線誘導標工事 反射鏡工事 道路鋸工事 遮音壁工事 法面保護工事	標 防 視 反 鋸 遮 法
塗装工事業	路面標示工事	路

様式第 1

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書

平成 年 月 日

安城市長 様

住 所

事業所名

代表者氏名

印

下記理由により、社会保険・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

(社会保険)

従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関 () に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。

役員のための法人であるため。

使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

使用する労働者の全てが、雇用保険のしおり (愛知労働局) 被保険者関係の <被保険者になる者、ならない者の具体例>における「被保険者にならない者」に該当するため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関 () 問い合わせを行い判断しました。

工事経歴書

					ふりがな	
					商号又は名称	
発注者	元請又は下請の区分	工事種別	工事名	請負代金の額	履行期間	
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月
					自	年 月
					至	年 月

記載事項

1 この表は、本市が発注する建設工事への入札を希望する業種（29業種）の工事実績を**1業種につき1件記載すること**。（1業者最大29件記載）

2 記載する工事は、官公庁(国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)実績のみとする。（直前10年間）なお、官公庁の実績がない場合は、実績のない旨を記載すること。

3 営業所等に契約権限等を委任して申請する場合は、申請する営業所等の実績を優先して記載すること。

4 工事種別は、建設業法第2条第1項に規定する業種が識別できるような略称を記載すること。（例：とび・土工・コンクリート工事→とび）

技術職員名簿

商号又は名称			営業所の専任技術者氏名及び専任する工種								
ふりがな 技術者氏名	雇用年月 (和暦)	資格名称	監理技術者						変更 の有 無		
			監理技術者資格者証交付番号 講習修了証番号	交付年月日 修了年月日	業種1	業種2	業種3	業種4		業種5	業種6
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										

※本用紙は、安城市に本店を有する者及び安城市内に営業所等を有し当該支店の長等に契約権限を委任している者のみ提出すること。
 ※複数の資格を有する技術者は、全ての資格を記載すること。(行を複数使用すること。)
 ※変更の有無の欄は、前回提出した名簿に対して変更の「有」「無」を記入すること。新規雇用した場合は、健康保険被保険者証等の写し、国家資格の更新をした場合は、国家資格者証等の写しを提出すること。

実 務 経 験 明 細 書

商号又は名称	
技術者の氏名	
工事種別	

職 名	実務経験の内容	実務経験年数
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
		年 月から 年 月
合計実務経験年数		

- 注 (1)この明細書は、建設業法第7条第2号イ又はロの規定による主任技術者となりうる実務経験の明細である。
 (2)「実務経験の内容」の欄には、従事した工事名を具体的に記入すること。
 (3)職名は主任技術者、現場代理人、作業員等を記入すること。
 (4)建設業法第7条第2号イの場合は、合計実務経験が5年(3年)以上、建設業法第7条第2号ロの場合は、合計実務経験が10年以上を必要とする。